

羽生市開発指導要綱公園等設置基準

平成28年10月

羽生市まちづくり部建設課

羽生市開発指導要綱公園等設置基準

開発行為に伴う公園、緑地又は広場（以下「公園等」という。）の設置については、法令の定めによるほか、この基準によるものとする。

1 公園等の規模

事業者が設置する公園等の規模は次のとおりとする。

(1) 開発目的が住宅の場合

開発区域の面積	公園等の合計面積	1 箇所の公園等面積
0.3 ヘクタール未満	—	開発区域内の緑化に努める
0.3 ヘクタール以上 5 ヘクタール未満	開発区域面積の 3 パーセント以上の公園又は広場 (開発区域の周辺に相当規模の公園等がある場合は不要)	
5 ヘクタール以上 20 ヘクタール未満	開発区域面積の 3 パーセント以上の公園又は広場	300 平方メートル以上 (1,000 平方メートル以上の公園を 1 箇所以上設置すること)
20 ヘクタール以上	開発区域面積の 3 パーセント以上の公園又は広場	300 平方メートル以上 (1,000 平方メートル以上の公園を 2 箇所以上設置すること)

(2) 開発目的が住宅以外の場合

開発区域の面積	公園等の合計面積	1 箇所の公園等面積
0.3 ヘクタール未満	—	開発区域内の緑化に努める
0.3 ヘクタール以上 5 ヘクタール未満	開発区域面積の 3 パーセント以上の緑地	
5 ヘクタール以上 20 ヘクタール未満	開発区域面積の 3 パーセント以上の緑地	300 平方メートル以上 (1,000 平方メートル以上の緑地を 1 箇所以上設置すること)
20 ヘクタール以上	開発区域面積の 3 パーセント以上の緑地	300 平方メートル以上 (1,000 平方メートル以上の緑地を 2 箇所以上設置すること)

※公園等が不要な場合

都市計画法施行令第 25 条第 6 号ただし書きの規定は、次のいずれかの要件を満たす場合とする。

- ① 予定建築物の用途が住宅、かつ、開発区域の面積が 0.3 ヘクタール以上 5 ヘクタール未満の開発行為で、開発区域からおおむね 250 メートル以内に公園等がある場合。
- ② 開発区域が、土地区画整理事業施行済み若しくは施行中（計画決定は除く）の区域内にある場合。

2 公園の配置、形状

- (1) 公園の配置は、開発区域の規模・形状・地形及び周辺の状況を勘案し、利用者が安全かつ機能的に利用できる位置に配置すること。
- (2) 公園は、公道に面して設置すること。
- (3) 公園は、広場、遊戯施設等の施設が有効に配置できる形状及び勾配で設けられていること。形状は、原則として次のとおりとする。
 - (ア) 矩形であること。
 - (イ) 短辺は、最長辺の 3 分の 1 以上であること。
 - (ウ) 著しい狭長、屈曲、複雑な形状でないこと。
- (4) 開発区域面積の 3 パーセントにあたる部分の公園は、調整池と兼用しないこと。

3 公園の施設

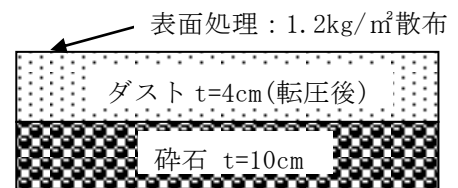
(1) 全般

公園施設全般の計画については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（都市公園移動等円滑化基準、平成 18 年国土交通省令第 115 号）に適合させること。

(2) 園路及び広場

- (ア) 公園内はダスト舗装とすること。
- (イ) 表面は平坦とすること。
- (ウ) 植栽部分と広場又は園路の境には縁石を設けること。
- (エ) 舗装組成は以下を標準とする。

表面処理…塩化カルシウム又は塩化マグネシウム
石灰岩ダスト…粒径 2.5~0mm
路盤…再生碎石（RC40~0）等



(3) 出入口

- (ア) 段差を設けないこと。
- (イ) コンクリート等で舗装すること。
- (ウ) 可動式で施錠可能な車止めを設置すること。車止め相互の間隔のうち1以上は90センチメートル以上の有効幅を確保すること。
- (エ) 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。

(4) 外周

- (ア) 公園と隣接地との境界には、境界の折れ点ごとに、境界杭を設置すること。
- (イ) 外周にはフェンスを設けること。フェンスの高さは1.2メートル以上1.5メートル以下とすること。

(5) 植栽

道路等周辺地及び公園内の見通しを確保すること。

(6) 休養施設

原則として、ベンチを1基以上設置すること。

(7) 遊戯施設

遊戯施設を設置する場合は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」(国土交通省制定)の内容を踏まえたものとし、その配置は、遊具の安全領域を考慮した配置とすること。

4 公園の帰属

公園は、市に帰属させること。

5 緑地

- (1) 事業者は、緑地を設置するときは、植栽等に配慮するとともに、市と協議すること。
- (2) 緑地は、土地所有者に帰属し、土地所有者の責任において管理すること。

6 緑化

事業者は、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例(昭和54年埼玉県条例第10号)の主旨に則り、開発区域内の緑化に努めること。

7 その他

敷地面積1,000平方メートル以上の建築行為(新築、改築、増築等)を行う場合は、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第26条による緑化計画届出書を埼玉県へ届け出る必要があるため、埼玉県と協議すること。

附 則

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

羽生市まちづくり部

建設課管理係

羽生市東6丁目15番地

電 話 048-561-1121 (代表)

F A X 048-561-6380

E-mail kensetsu@city.hanyu.lg.jp